

平成26年度 第1回 甲賀市公共下水道事業審議会 会議録

開催日時 平成26年5月23日（金）午後7時30分から9時00分まで
開催場所 甲賀市役所 甲南庁舎第1会議室
出席者 福西義幸 池内眞弓 田村光男 村山孝男 前田敦子
岩崎延幸 奥山清美 井用恵子 木村茂良 山川芳範
山本眞弓 松下富男 以上12名
欠席者 山田嘉一郎 宇田康雄 木下美加 以上3名
事務局 正木副市長 川嶋部長 中島次長
下水道課 治武課長 黒田課長補佐 林係長
上下水道料金課 林口課長 掛田課長補佐
書記 下水道課 林

事務局 開会宣言
市民憲章唱和
会長挨拶
正木副市長挨拶
結果と原因について説明しお詫び

事務局 本日は、山田様、宇田様、木下様から所用のため欠席の連絡を頂いています。よって本日の審議会の出席者数は12名となり、公共下水道事業審議会規則第4条第2項の規定に基づき、過半数の出席があることから本日の会議は成立することを報告いたします。

本日は、協議事項1件、報告事項1件となっています。どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

今後の進行につきましては公共下水道事業審議会規則第4条第1項の規定に基づき、会議の進行を村山会長にお願いしたいと思っております。村山会長様よろしくお願いいたします。

会長 それでは協議事項について説明いただきます。
会議内容等の公開非公開の決定について事務局から説明をお願いします。

- 事務局 資料に基づき説明 P 2～3
(会議内容等の公開非公開の決定について)
- 会長 ただいまの説明について、公開内容については事務局(案)で承認いただくということよろしいでしょうか。
- 一同承認
- 会長 本日の議事の公開非公開については、報告案件終了後に確認します。では、報告事項について事務局からの説明をお願いします。
- 事務局 資料に基づき説明 P 4～10
(公共下水道使用料の賦課漏れについて)
- 会長 事務局から報告がありましたので、ご意見ををお願いします。
- 委員 業者にはどのような処分を科しているか。
- 事務局 悪質な無断接続には過料として5万円を徴収しています。また、初回の違反については文書注意を行い、2回目以降は指定停止にするなど行政処分を科しています。
- 委員 未申請・工事書類が確認できない23件というのはどういうものか。
- 事務局 未申請は、無断接続を含んでいます。書類はないが下水道の接続はしている案件です。施主に聞き取り調査を行い、どの業者に何時ごろ設置したのか確認していますが、古い案件が多く、どの業者が施行したのか不明な部分があります。
- 委員 事務手順のマニュアルはなかったのか。

事務局 旧町時代は、業者からの受付や電算の処理をするための指示書の作成など一人の職員が行っており、上司もチェックできない体制でありました。また、一気に下水道が普及した時期とも重なり、事務上のミスにつながったと思われます。甲賀市になってからは仕事も細分化され、何人もの職員がチェックする体制をとっています。

委員 賦課漏れの最高額は。

事務局 平成13年3月から使用されている事業所で、860万円になります。業務的に水を大量に使用されています。

委員 上水道ではこのような賦課漏れは発生しないのか。

事務局 上水道については、加入金の支払い後、メーターを交付していますので、まず発生しません。

委員 下水道を使用していたことについて、当人は本当に知らなかったのか。

事務局 職員の聞き取り調査の中で、業者を信用して手続き出来ているものと思っていた人、水道料金に下水道使用料が含まれていると思っている人があったと報告を受けています。

会長 下水道利用者の申告義務はないのか。

事務局 下水道を利用しているという申告制はありません。あくまでも水道メーターから換算し請求するものです。

委員 これから、請求していない料金を徴収するため、どう対応していくのか。

事務局 何も請求せずに、いきなり5年分を遡及請求することになりますので、何度も足を運んで了解をいただくしかないと思っています。全国的にも

このような事例はありますし、どの市町も長期戦となっています。本市も根気強く、最大3年から5年という分割納付で理解いただくよう交渉していきます。

委員 市民の公平の観点からみれば、使用された多くが時効で消失することになるが、その点はどう判断するのか。また審議会として今後どういう判断をしていくことになるのか。

事務局 本件は既に発生した事案であるため、全容を委員の皆さんに報告し、地方自治法に定められた5年について、対象者にお支払いいただくため、事務を進めております。

決して委員の皆様最終決定を求める場と考えておりません。

委員 徴収困難と予想される家庭はあるか。

事務局 対象家庭全てにお出合いした訳ではありませんが、これからの支払いには応じて、以前の支払いについて難色を示している家庭があると報告を受けています。

委員 書類が不備であると分類されている案件の業者責任については。

事務局 一番古い案件が平成8年であり、文書保存期間という問題と合併の際の書類紛失等を考えると、完全に業者の責任とは言い難いところがあります。基本的に現存する書類は全て確認しましたが、書類が見当たらないため不備と分類しているところもあります。このことについて直ちに処分を科すということはできないので、業者から聞き取りをした後、対処していきたいと考えています。

委員 今後も賦課漏れが出てくる可能性があるか。

事務局 合併してからの徴収漏れは、複数の水道メーターが絡む複雑な例です。今後はこのような賦課漏れがないように、公共下水道が供用してから

3年以内の未接続世帯には啓発を実施し、排水設備の検査の際は親子の水栓の確認や、水道の量水器の位置、メーター番号の確認等、漏れないように実施するなど徹底しています。

委員 賦課漏れについて、地域で固まっているとか、業者で固まっていることはあるのか。

事務局 業者で固まっているということはありません。ただ、下水道の供用開始年度で同じエリア内に集中しています。このように同一のエリアに固まっていたので、不審に思い調査したというのが実情です。

委員 民間であれば、大きな損失がでたことで、従業員は大きな罰則をうけることになる。公共事業ということで、報告をして終わりということではなく、必死になって再発防止に努めよ。

事務局 職員一丸となって信頼回復に努めてまいります。

会長 最後に、本日の賦課漏れの報告事項について、公開するか非公開とするか、非公開とするかどうかの部分か意見を伺います。

委員 ホームページに掲載する時期は。

事務局 記者発表後となります。

会長 記者発表後、全部公開とすることよろしいか。

一同承認。

会長 では、その他の項目ですが、事務局のほうからお願いします。

事務局 (次回審議会開催について)
来年度から信楽地域の下水道事業を再開するにあたり、関係する地域

に説明・協議に入っていきます。審議会の委員の皆様には意見を伺うことになると思いますので、その際はよろしく願いいたします。

事務局 これをもちまして甲賀市公共下水道事業審議会を終了させていただきます。

副会長 (閉会あいさつ)